

令和2年5月28日

## まちづくり委員会資料

令和2年第4回定例会提出予定議案の説明

議案第78号

川崎市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

参考資料1 川崎市手数料条例の一部改正 新旧対照表

参考資料2 租税特別措置法施行令の一部改正 新旧対照表

まちづくり局

## 川崎市手数料条例の一部を改正する条例 改正概要

### 1 条例の趣旨

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 227 条の規定に基づき徴収する手数料（別に定めるものを除く）に関し、必要な事項を定めるための条例。

### 2 改正概要

#### （1）租税特別措置法施行令の一部改正に伴う所要の整備

租税特別措置法施行令の一部改正（令和 2 年 3 月 31 日公布、令和 2 年 4 月 1 日施行）により、同施行令第 38 条の 4 第 20 項（土地の譲渡等がある場合の法人税の特別税率について、マンション建替え等の円滑化に関する法律に基づく事業における建築物の要件に係る規定）が加えられたことに伴い、条例において引用している地上階数 4 以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業（特定の民間再開発事業）の要件に係る規定が繰り下げられたため、所要の整備を行う。

#### 条例の改正内容（条例第 2 条）

第 287 号（特定の民間再開発事業の認定に関する手数料）

旧	「租税特別措置法施行令第 38 条の 4 第 23 項」
⇒ 新	「租税特別措置法施行令第 38 条の 4 第 24 項」

#### （2）施行期日

公布の日から施行する

川崎市手数料条例の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>削除</u></p> <p>(17)～(286) 略</p> <p>(287) 租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は<u>第38条の4第24項</u>に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 31,000円</p> <p>(288)～(295) 略</p>	<p>○川崎市手数料条例 昭和25年3月29日条例第6号</p> <p>第2条 手数料は、次の種別に従い、請求、交付又は検査の際、請求者から徴収する。ただし、第279号の手数料については、月ごとに徴収することができる。</p> <p>(1)～(15) 略</p> <p>(16) <u>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令(平成26年総務省令第85号)第11条第1項の規定に基づく通知カードの再交付 1枚につき 500円</u></p> <p>(17)～(286) 略</p> <p>(287) 租税特別措置法施行令第20条の2第14項又は<u>第38条の4第23項</u>に規定する要件に該当する事業であることについての認定の申請に対する審査 1件につき 31,000円</p> <p>(288)～(295) 略</p>

租税特別措置法施行令の一部改正（令和2年3月31日政令第121号、令和2年4月1日施行）

新旧対照表

新	旧
<p>○租税特別措置法施行令 昭和32年3月31日号外政令第43号 (略) (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第三十八条の四 1～18 (略)</p> <p>19 法第六十二条の三第四項第九号に規定する良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業に係る同項第七号に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該マンション建替事業とする。</p> <p>20 法第六十二条の三第四項第九号に規定する政令で定める建築物は、<u>建築基準法第三条第二項(同法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により同法第三章(第三節及び第五節を除く。)の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物とする。</u></p> <p>21～23 (略)</p> <p>24 法第六十二条の三第四項第十二号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるもの(同項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあっては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。)であること及び次に掲げる要件(当該事業が都市再開発法第二百二十九条</p>	<p>○租税特別措置法施行令 昭和32年3月31日号外政令第43号 (略) (土地の譲渡等がある場合の特別税率) 第三十八条の四 1～18 (略)</p> <p>19 法第六十二条の三第四項第九号に規定する良好な居住環境の確保に資するものとして政令で定めるものは、マンションの建替え等の円滑化に関する法律第二条第一項第四号に規定するマンション建替事業に係る同項第七号に規定する施行再建マンションの住戸の規模及び構造が国土交通大臣が財務大臣と協議して定める基準に適合する場合における当該マンション建替事業とし、<u>法第六十二条の三第四項第九号に規定する政令で定める建築物は、建築基準法第三条第二項(同法第八十六条の九第一項において準用する場合を含む。)の規定により同法第三章(第三節及び第五節を除く。)の規定又はこれに基づく命令若しくは条例の規定の適用を受けない建築物とする。</u> (新設)</p> <p>20～22 (略)</p> <p>23 法第六十二条の三第四項第十一号に規定する中高層の耐火建築物の建築をする政令で定める事業は、地上階数四以上の中高層の耐火建築物の建築をすることを目的とする事業で、当該事業が法第六十五条の七第一項の表の第一号の上欄に規定する既成市街地等又は次項に規定する地区内において施行されるもの(同項第五号に掲げる区域内において施行される事業にあっては、同号に規定する認定集約都市開発事業計画に係る同号イに規定する集約都市開発事業に限る。)であること及び次に掲げる要件(当該事業が都市再開発法第二百二十九条</p>

新	旧
<p>の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件)の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。</p> <p><u>25～47</u> (略)</p>	<p>の六に規定する認定再開発事業計画に係る同法第二百二十九条の二第一項に規定する再開発事業（第一号において「認定再開発事業」という。）である場合には、第一号及び第三号に掲げる要件)の全てを満たすものであることにつき、当該事業を行う者の申請に基づき都道府県知事が認定をしたものとする。</p> <p><u>24～47</u> (略)</p>